

○木曽岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則
平成30年9月21日
規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、木曽岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例(平成30年木曽岬町条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の申請)

第2条 条例第3条に規定する申請は、次に掲げる書類を添付し、固定資産税課税免除申請書(様式第1号)により行うものとする。

- (1) 家屋平面図及び償却資産配置図
- (2) 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第37号又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第31号に規定する確定申告書の写し(法人にあっては、確定申告後に速やかに提出すること。)
- (3) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画
- (4) 事業者の経歴及び事業の内容を示す書類(会社の履歴書、パンフレット等を含む。)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(課税免除の可否決定の通知)

第3条 町長は、条例第4条の規定により課税免除の可否を決定した場合は、申請者に対し、固定資産税課税免除決定(却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(課税免除の変更等の届出)

第4条 前条の規定により課税免除の決定を受けた者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その事由が生じた日から10日以内に、当該各号に定める書類を町長に届け出なければならない。

- (1) 申請の内容を変更したとき
事業変更届(様式第3号)並びに変更後の承認地域経済牽引事業計画及び建設計画書
- (2) 申請に係る事業を休止し、又は廃止したとき
事業休止(廃止)届(様式第4号)

(課税免除の取消通知)

第5条 町長は、条例第5条の規定により課税免除を取り消した場合は、固定資産税課税免除取消通知書(様式第5号)により課税免除の決定を受けた者に通知するものとする。

(課税免除の承継の届出)

第6条 条例第6条に規定する届出は、課税免除の承継に関する事実を証明する書類等を添付し、固定資産税課税免除承継届(様式第6号)により行うものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

固定資産税課税免除申請書

木曾岬町長 殿

申 請 者
住所又は所在地

氏名 又は 名称 ㊟

電 話 番 号

固定資産税の課税免除を受けたいので、木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

名 称	
所在地	
業 種	
生産する主要商品	
新設・増設の区分	新 設 ・ 増 設
操業開始日	年 月 日
事業期間	自 年 月 日 ～ 至 年 月 日

様式第2号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

木曽岬町長



固定資産税課税免除決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度分の課税免除について、木曽岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例第4条の規定により決定したので、下記のとおり通知します。

記

1 課税免除の決定又は却下の区分

決定 ・ 却下

2 課税免除の対象となる物件

A 家屋

所 在		家屋番号	床面積	左記のうち対象施設の 用に供する部分の面積
大字	地番			
			m ²	m ²

B 償却資産

名 称	備 考

C 土地

所 在		地 積	左記のうち課税免除 の対象となる面積
大字	地番		
		m ²	m ²

3 却下の理由

注 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、木曽岬町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、木曽岬町を被告として（訴訟において木曽岬町を代表する者は、木曽岬町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

事業変更届

木曾岬町 殿

住所又は所在地
氏名又は名称



年 月 日付け 第 号で決定を受けた事業を変更したので、木曾岬町
地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第4条第1号
の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更事項

3 変更事由

- 4 添付書類
- (1) 変更後の承認地域経済牽引事業計画
 - (2) 変更後の建設計画書

様式第4号(第4条関係)

様式第 4 号（第 4 条関係）

年 月 日

事業休止（廃止）届

木曾岬町長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称 

年 月 日付け 第 号で決定を受けた事業を休止（廃止）したので、
木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第 4
条第 2 号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名称及び事業の内容

2 事業休止（廃止）年月日 年 月 日

3 事業休止（廃止）の理由

様式第5号(第5条関係)

様式第5号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

木曽岬町長



固定資産税課税免除取消通知書

木曽岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例第5条の規定により、 年 月 日付け 第 号をもって決定した 年度分の課税免除を取り消したので通知します。

<取り消す理由>

注 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、木曽岬町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、木曽岬町を被告として（訴訟において木曽岬町を代表する者は、木曽岬町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号(第6条関係)

様式第 6 号（第 6 条関係）

年 月 日

固定資産税課税免除承継届

木曾岬町長 殿

承継人
住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号



下記のとおり事業を承継したので、木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例第 6 条の規定により届け出ます。

記

名 称	
所在地	
被承継者の 住所又は所在地 氏名又は名称	
承継年月日	年 月 日
承継に関する事実	

添付書類 承継に関する事実を証明する書類等